

生活保護の基準引き下げではなく、憲法第25条に基づく拡充を求める 意見書

政府は、生活扶助の基準額を8月から段階的に削減し、6.5%下げることが初めとした生活保護費のかつてない大幅削減を計画している。厚生労働省によると、受給世帯の96%で基準額が減る見通しである。

今でも生活保護の受給者は、食費や衣服代、冷暖房代なども切り詰めて生活している。これ以上基準を下げることは、全ての国民に「健康で文化的な最低限度の生活」を保障した憲法第25条に反することになる。しかも、今回の改定は子どもの多い世帯でとりわけ削減幅が大きく、「貧困の連鎖」を広げることになる。

生活保護基準の引き下げの影響は生活保護受給世帯だけにとどまらない。生活保護基準は、就学援助、最低賃金、住民税の非課税限度額、保育料や医療・介護の保険料の減免制度など少なくとも40近くの制度の基準や給付額に連動する仕組みとなっている。生活保護基準が引き下げられれば、負担がふえたり、制度が利用できなくなったりする人が続出することは明らかである。働いても年収200万円に届かない「ワーキングプア」が勤労者全体の2割以上もいる中で、生活保護基準の引き下げは、最低賃金にも連動し、生活困窮者をますます増大させることとなる。厳しい雇用状況が続く中で、生活保護受給者は現在210万人を超えているが基準の引き下げにより生活困窮者がふえ、結果的には生活保護受給者をふやすことになりかねない。

政府は他の制度に影響が出ないよう対策をとるとしているが、就学援助は自治体任せ、住民税非課税は先送りで、最低賃金には対処方針すらないなど、影響が避けられる保証は全くない。政府が生活保護基準の引き下げを強行すれば、広範な国民の生活に深刻な影響が及ぶことは明らかである。

よって、本市議会は、政府に対し、生活扶助基準額の引き下げではなく、憲法第25条に基づく拡充を強く求める。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成25年3月28日

三鷹市議会議長 白 鳥 孝